

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第237号）

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和7年7月30日付け諮問建第918号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った公開請求の内容

特定の二級建築士に係る建築士法（昭和25年法律第202号）第5条の2の規定に基づく住所等の届出書（以下「請求対象文書」という。）

2 公開請求に対する処分の内容

公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）

3 実施機関

石川県知事（建築住宅課）

4 審査請求の経緯

公開請求 令和7年3月7日

本件処分 令和7年3月18日

審査請求 令和7年6月14日

諮問 令和7年7月30日

答申 令和8年3月12日

5 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、請求対象文書の公開を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結論

本件処分は妥当である。

(2) 争点

審査請求人は、請求対象文書は存在しているはずであると主張している。実施機関は、請求対象文書を探索したが、本件公開請求が行われた令和7年3月7日時点で本件公開請求に係る届出が行われたという事実はなく、請求対象文書を保有していなかったと主張している。

(3) 審査会の判断理由

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、指定登録機関である一般社団法人石川県建築士会において請求対象文書の探索を行い、令和7年3月7日時点で本件公開請求に係る届出が行われていないという事実を確認したとのことであり、実施機関は請求対象文書を保有していなかった。

7 審議経緯

審査回数3回

答 申 書

令和8年3月12日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和7年3月7日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書（以下「請求対象文書」という。）について、実施機関に対し公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求対象文書の内容）

〔建築士の氏名〕二級建築士が、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第5条の2（住所等の届出）の規定に基づいて実施機関に届け出た「二級建築士住所等の届出」に関わる公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年3月18日付けで、条例第11条第2項の規定により次の理由を付して本件処分を決定し、審査請求人に対して通知した。

（公文書を保有していない理由）

建築士法第5条の2に基づく〔建築士の氏名〕氏の届出は石川県に提出されていないため

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年6月14日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和7年7月30日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において、本件処分について述べている内容は概ね次のとおりである。

1 審査請求書

(1) 趣旨

本件処分を取消し、公開する裁決を求める。

(2) 理由

審査請求人が、本件公開請求を行う理由は、大阪府、愛知県、石川県、広島県などの行政当局を欺いて建築士法の罰則が科せられる公文書偽造を重ねる〔企業名〕に対し注文者保護の信義誠実な対応を求めるためである。

2 反論書、意見書及び意見陳述

実施機関は、本件処分後に審査請求人が行った別の公文書公開請求において、[建築士の氏名]の「二級建築士住所等の届出」を公開している。実施機関は、請求対象文書が存在する事実を確定済みである。

審査請求人は、実施機関による虚偽の弁明を否認し、[建築士の氏名]の勤務先の名称・所在地が黒塗りされていない真正な「二級建築士住所等の届出」を公文書として公開する裁決を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書において述べている内容は概ね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求については、棄却されることが適当である。

(2) 理由

ア 条例の規定

条例第11条第2項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

イ 本件処分内容及び理由

(7) 請求対象文書

請求対象文書は、特定の二級建築士が建築士法第5条の2（住所等の届出）の規定により実施機関に届出を行う場合に提出される届出書である。

(4) 条例へのあてはめ

本件公開請求を受け、実施機関が二級建築士の登録事務を行う機関として指定している一般社団法人石川県建築士会において、本件公開請求に係る届出書を探索したが、届出が行われたとの事実はなく、請求対象文書の存在は認められなかった。当該探索結果を条例第11条第2項に当てはめると「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当する。

(9) 処分内容及び理由

実施機関は「建築士法第5条の2に基づく[建築士の氏名]氏の届出は石川県に提出されていないため」との理由を付して、令和7年3月18日付けで本件処分を行った。

第5 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件審査請求における争点について

請求対象文書は、特定の二級建築士に係る建築士法第5条の2の規定に基づく住所等の届出書である。

審査請求人は、請求対象文書は存在しているはずであると主張している。これに対し、実施機関は請求対象文書を探索したが、本件公開請求が行われた令和7年3月7日時点において届出が行われていたという事実はなく、請求対象文書を保有していなかった旨を主張している。そこで、当審査会において、請求対象文書の保有状況について確認を行い、本件処分の妥当性について検討する。

3 請求対象文書の保有状況について

建築士法第5条の2第2項は、二級建築士は住所等に変更があったときは、30日以内に、免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事）に届け出なければならない旨を定めている。また、同法第10条の20第1項は、都道府県知事はその指定する者に上記届出に関する事務を行わせることができる旨を定めている。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は上記届出に関する事務を指定登録機関である一般社団法人石川県建築士会に行わせていることが確認できた。そうすると、実施機関が、本件公開請求を受けて、同建築士会において請求対象文書の探索を行い、令和7年3月7日時点で本件公開請求に係る届出が行われていないという事実を確認したうえで、同年3月18日付けで本件処分を行ったとの弁明に、不自然、不合理な点は認められず、実施機関は、請求対象文書を本件公開請求時点では保有していなかったものと認められる。

従って、実施機関が本件処分を行ったことは妥当であると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、令和7年7月21日付けで同様の公文書公開請求をあらためて行ったところ、[建築士の氏名]に係る「二級建築士住所等の届出」が一部公開決定されたことから、本件処分が不当である旨を主張しているが、当該一部公開決定は、本件処分とは時期を異にする別の処分であり、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和7年 7月30日	実施機関から諮問を受けた（諮問建第918号）。
7年12月 4日 (第366回審査会)	事案の審議を行った。
8年 1月15日 (第368回審査会)	審査請求人による意見陳述を行った。 事案の審議を行った。
8年 2月 9日 (第370回審査会)	事案の審議を行った。